

2026 年 9 月 18 日

お客様各位

伊 達 信 用 金 庫

「当座勘定規定」等一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「手形・小切手の全面的な電子化」の対応の取組みとして、当金庫の手形・小切手の振出は2026年9月30日（水）を最終期限とし、最終期限後に振り出した手形・小切手は当座勘定からお支払いできません。

また、他行庫を支払地とする手形・小切手の各種預金への入金受付は2026年9月30日（水）を以て終了いたします。

これに伴い、下記のとおり各種預金規定等を改定いたしますので、事前にご確認いただけますようお願い申し上げます。

1. 改定日

2026年 9月18日（金）

2. 改定する規定等

- (1) 当座勘定規定
- (2) 普通預金規定
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定
- (5) 通知預金規定
- (6) 定期預金共通規定
- (7) 定期積金規定
- (8) 代金取立規定

3. 主な改定内容

以下の下線部の条項を追加・削除・変更致します。

(1) 当座勘定規定

新	旧
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領

収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、2026年9月30日を超えて振り出し、または、振出日の記載のない他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

第7条（手形、小切手等の支払）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

第8条（手形、小切手用紙等）

- (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、使用の際、2026年9月30日を超えて振り出し、または、振出日を記載しないで振り出すことは出来ません。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。

第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは

収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。

第7条（手形、小切手等の支払）

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

第8条（手形、小切手用紙等）

- (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。

第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）

- (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは

手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 為替手形用法	手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 (2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 第19条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 為替手形用法
--	--

4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ</u> 記入してください。	4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。
--	---

(2) 普通預金規定

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出し、または、振出日の記載のない他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(3) 貯蓄預金規定

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出し、または、振出日の記載のない他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(4) 納税準備預金規定

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出し、または、振出日の記載のない他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(5) 通知預金規定

新	旧
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出し、または、振出日の記載のない他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

(6) 定期預金共通規定

新	旧
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出し、または、振出日の記載のない他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(7) 定期積金規定

新	旧
2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出し、または、振出日の記載のない他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(8) 代金取立規定

新	旧
1. [取扱証券類]	1. [取扱証券類]

手形、小切手、公社債、利札、配当金 領収証その他の証券のうち、預金口座 へ直ちに受入れができないもの（以下 「証券類」という。）は、代金取立とし て取扱います。 <u>ただし、2026年9月30日を超 えて振り出された、当金庫を支払場所 とする手形または、当金庫を支払人と する小切手については、取扱いをいた しません。</u>	手形、小切手、公社債、利札、配当金 領収証その他の証券のうち、預金口座 へ直ちに受入れができないもの（以下 「証券類」という。）は、代金取立とし て取扱います。
--	---

以口上

<お問い合わせ先> 伊達信用金庫 事務グループ 電 話 0142-25-2811 受付時間 平日 9 時～17 時	
---	--



伊達信用金庫